

## 若狭路情報発信・調査事業（テレビ放送）仕様書（案）

### 1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度電源地域産業育成支援事業（若狭路情報発信・調査業務）（テレビ放送）」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 事業目的

本業務は、福井県嶺南地域（以下「若狭路」という）の観光情報および当該地域に根付く歴史文化を発信し、各エリアにおける誘客や若狭路のブランド形成の可能性や課題などに関する有効な情報発信手法等について調査・検証を行い、若狭路のイメージアップおよび地域産業の振興を図ることを目的とする。

### 3 本業務の実施方針

- (1) 委託者は、この契約の履行について自己に代わって監督し、または指示する監督職員を定めるものとする。
- (2) 本業務を実施するうえで、監督職員が必要と認める資料の作成については、監督職員と協議の上、受託者の責任において作成するものとする。
- (3) 受託者は、委託者が開催する本業務に関連する会議の資料を作成するとともに、会議に同席し、資料等の説明を行うものとする。
- (4) その他、契約書および本仕様書に記載されていない事項、定めのない事項については、随時、委託者、受託者両社で協議して定めるものとする。

### 4 契約上限額（1企画案につき）

6, 600, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 6 業務内容

#### (1) 情報発信

地上波放送を用いて、首都圏の一部または関西の一部を含む地域において、他の放送局等と協力して、若狭路のイメージアップ・観光振興につながる番組またはコーナー（以下「番組」という。）を制作・放送すること。

#### (2) アンケート調査の実施および誘客促進策の提案

上記の番組放送と連動し、アンケート方式により若狭路の認知度や若狭路の関心度等や番組放送の効果について調査・分析するとともに、今後の誘客促進策を提案すること。

## 7 提案事項

### (1) 情報発信

① 番組の特長、核となるテーマや取り上げる素材、放送予定時期・放映時間など、想定内容を具体的に記載すること。

テーマ等の選定に当たっては、昨年3月の北陸新幹線福井敦賀開業効果の持続化とさらなる誘客を促進するものであるかを考慮すること。

② 放映までのスケジュールの想定を記載すること。

③ 放送地域、視聴者数、年代、性別等、主たる訴求対象者が想起できるデータを示すこと。

④ 番組視聴の向上に向け、広報等の工夫があれば記載すること。

⑤ 番組で取り上げる素材・場所に関わらず、若狭路を一体的にPRする地図等の画像または表現を盛り込むこと。

### (2) アンケート調査

① アンケート調査の方法およびアンケートの内容を示すこと

② アンケート回収数を確保し調査精度の向上を図るための工夫があれば記載すること。

## 8 成果物

### (1) 番組映像データ

委託者が内部資料として保存するため、放送終了後、番組をDVD-ROM等の電子データで提出すること。

### (2) 実施報告書

放送内容ならびにアンケート調査結果および誘客施策の提案を記した実施報告書15部およびその電子データを委託者に提出すること。

## 9 打合せ

受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時監督職員と打合せを行うものとし、打合せの際、相互に確認し、打合せ記録を委託者に提出するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本業務はマーケティング事業であり、単なる情報発信を目的としたものにしないこと。
- (2) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- (3) 本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (4) 本業務に関する所有権・著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものおよび制作・放送した番組を除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は、業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。その際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金およびその他必要な費用は、契約金額に含む。ただし、番組視聴の向上やアンケート回収のための景品については、本業務には含めず、別途契約とする。
- (8) その他、本仕様書に記載のないことや本仕様書に記載の内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。